



ここが知りたい 民生委員児童委員



Q.相談した内容について秘密は守ってもらえるの？

A.民生委員児童委員には守秘義務があります。地域の皆様から受けた相談内容の秘密を守ります。

Q.民生委員児童委員に相談したいのだけれど、どこに問い合わせればいいのか？

A.担当区域がありますので、お住まいの地区の民生委員児童委員がわからない場合は問い合わせ先まで御連絡ください。

Q.民生委員児童委員は、一人で活動しているの？

A.すべての民生委員児童委員は、「地区民生委員児童委員協議会(地区民児協)」に所属しています。みんなで協力して、一緒に活動しています。

Q.民生委員児童委員には、どうやってなるの？

A.町内会・自治会など地域の方々に構成される「地区世話人会」などから推薦され、候補者として選出されます。候補者は、推薦会等での審査・選考を経て、厚生労働大臣から委嘱されます(任期は3年)。興味を持たれた方は、お問い合わせください。

Q.民生委員児童委員の活動の費用は？

A.無報酬のボランティアですが、活動に必要な交通費や通信費などは「活動費」として支給されます。

◆問い合わせ先

川崎区役所地域ケア推進課 201-3228
大師支所地域振興担当 271-0137
田島支所地域振興担当 322-1968
幸区役所地域ケア推進課 556-6643
中原区役所地域ケア推進課 744-3252

高津区役所地域ケア推進課 861-3302
宮前区役所地域ケア推進課 856-3254
多摩区役所地域ケア推進課 935-3295
麻生区役所地域ケア推進課 965-5156
(市外局番:044)